

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月29日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
静岡支部契約担当役支部長 炭田 直哉

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事名 No. 21 「本館棟外便所配管等更新工事（静岡職業能力開発促進センター）」
- (2) 工事場所 静岡職業能力開発促進センター（静岡県静岡市駿河区登呂3丁目1番35号）
- (3) 工事内容 別添のとおり
- (4) 工期 令和6年7月1日から令和6年10月31日まで
(手直し工事を含む完全引渡しの期間)
当該工事は余裕期間制度を活用した工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの期間を余裕期間とする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和6年3月15日（※入札参加申込受付終了日）時点において、厚生労働省一般競争参加資格の「管工事」に係る「A等級」、「B等級」、「C等級」又は「D等級」の認定を受けている者（共同企業体を除く。）であって、静岡県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所のいずれかを有する者であること。
- (4) 当該工事について、現場代理人及び建設業法に定める監理技術者又は主任技術者を設置することができる者であること。なお、現場代理人、監理技術者又は主任技術者は、直接的かつ恒常的な雇用者であること。
- (5) 令和6年3月15日（※入札参加申込受付終了日）時点において、厚生労働省より指名停止措置又は当機構より競争参加の資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法に基づき民事再生手続の申立がなされている者でないこと。
- (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある者でないこと。なお、資本関係又は人的関係において関連がある者とは次の場合をいう。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げ

る者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d) 組合の理事

e) その他業務を執行する者であって、a)からd)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係がある場合と認められる場合。

(9) 当機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人(以下「反社会的勢力」という。)に該当する者でないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 令和6年3月15日(※入札参加申込受付終了日)時点において、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中(執行猶予の場合は執行猶予期間中)の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

(12) 社会保険等に加入していること。(以下に定める届出の義務を履行していない建設業者でないこと。)また、工事受注にあたり下請負契約を締結する予定がある場合、下請負人(2次以下の下請負人を含む。)についても同様とする。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(13) 令和6年3月15日(※入札参加申込受付終了日)時点において、当機構と訴訟において係争中である者及びその者の関係会社(人事・資金・技術・取引等の関係を通じ影響力を行使し又は行使されるなどの密接な関係にある会社をいう。)でないこと(ただし、当機構が競争参加に支障がないと認めた場合は除く。)。

3 入札資料の閲覧

当該工事にかかる設計図書(図面のみ)を下記の場所にて閲覧できる(土日祝日を除く。)ので、入札参加申込みの際の参考とすること。なお、閲覧のみとし、資料の複写は認められない。

また、質問の受付は設計図書交付後とする。

(1) 閲覧の場所

〒422-8033 静岡県静岡市駿河区登呂3-1-35

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部

総務課内閲覧コーナー(TEL 054-285-7185)

(2) 閲覧期間 令和6年2月29日から令和6年3月15日まで

(3) 閲覧時間 9時から16時まで

4 入札参加申込方法

入札参加申込は、次に掲げるところにより行うこと。

(1) 入札参加申込は、厚生労働省に登録している本店において行うこと。ただし、上記「2 競争参加資格」において示す静岡県内に本店がない場合は、静岡県内に支店又は営業所（建設業法による）を有することが確認できる書類（現在事項全部証明書等の写し）を提出すること。

(2) 本入札公告別紙「入札参加申込書」及び厚生労働省の「資格審査結果通知書」の写しを、下記の方法により提出すること。

① 提出先 下記 1 2 の問い合わせ先あて

② 提出方法 郵送または持参

※郵送する場合は、書留郵便、宅配便等の発送履歴が残るかたちで送付すること。

② 入札参加申込書受付期間

令和6年2月29日午前9時から令和6年3月15日正午まで（必着）

5 競争参加資格の通知

入札参加申込の受付終了後、当機構において入札参加申込者の競争参加資格に係る審査を行う。審査の結果、参加資格を有していることが認められなかった者については、までに通知する。

なお、競争参加資格があると認めた者であっても、通知日以降に上記 2 の競争参加資格条件を欠くことが確認された場合には、競争参加資格を取り消すものとする。

6 設計図書の交付方法

入札参加申込期限経過後、上記 4 において受理した書類を審査した結果、参加資格を有していることが認められた応札者に対し、設計図書を交付する。までに、当該応札者あて、メールによりパスワードを通知するので、当支部HPより設計図書をダウンロードすること。

7 入札方法等

(1) 入札執行日時及び場所

日 時 令和6年4月12日 午後3：00

場 所 〒422-8033 静岡県静岡市駿河区登呂3丁目1番35号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部

静岡職業能力開発促進センター 本館2F会議室

（TEL 054-285-7185）

その他

- ・入札参加者又はその代理人は、印鑑及び名刺を持参すること。
- ・入札開始時刻は、入札執行者の判断により、場合によっては、遅らせることもあり得ること。
- ・入札の開会を宣言した後は、その時会場に入室（出席）していない者は、いかなる理由があっても入札に参加することはできない。

(2) 入札書の提出方法

上記（1）の日時及び場所に持参すること。

(3) 落札者の決定方法

当機構会計規程第 5 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

また、落札価格については、入札金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とする（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）。

(4) その他

入札方法等の詳細は、入札心得書による。

8 契約書の作成 有

当機構指定の工事請負契約書（以下「契約書」という。）により、工事請負契約を締結する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 落札者は、契約書の提出日までに契約保証金の納付に代わる次のいずれかの保証を付さなければならない。

なお、保証金額又は保険金額は、工事請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、その落札者が、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされるかどうか疑わしい場合に実施することとしている調査（いわゆる低入札価格調査）を受けた者である場合は、保証金額又は保険金額を、工事請負金額の10分の3以上としなければならない。

- ① 銀行、機構が確実と認められる金融機関又は前払金保証事業会社の保証
- ② 公共工事履行保証証券による保証
- ③ 履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託

10 異議の申立

当機構の判断により競争参加資格がないとされたことに対する異議は、競争参加資格に係る審査結果通知日から3日以内（通知日及び土日祝日は含まず）に届くように以下の問い合わせ先あて文書で申し立てすること。また、文書発送前後には、下記12の受付時間内に電話による連絡を必ず行うこと。

なお、それ以後は、異議の申立ては受け付けないものとし、当機構の手続に過失がある場合においても責任を問えないものとする。

11 その他

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進められているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていたくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

12 問い合わせ先

〒422-8033 静岡県静岡市駿河区登呂3-1-35

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

静岡支部 総務課経理係

（TEL 054-285-7185）

以上

(別添)

工事内容

件名：本館棟外便所配管等更新工事（静岡職業能力開発促進センター）

（1）計画概要

①本館

改修項目

- 1階：既設土間配管一部撤去のうえ、汚水栓まで繋ぎなおし
- 2階：P S 内 壓汚水配管、給水配管、通気配管の更新
- 3階：P S 内 壓汚水配管、給水配管、通気配管の更新

②南側便所、北側便所

改修項目

- 既設土間配管（給水・排水・通気配管）撤去の上、汚水栓へ繋ぎなおし

（2）工事工期

令和6年7月1日から10月31日まで

（所内行事日程の都合上、工事開始が夏季以降となること。当該工事は、余裕期間制度を活用した工事であり、契約締結日の翌日から工期の始期の前日までの期間を余裕期間とする。）

本館と南側、北側便所は、別の工程で実施することとし、工期中にいずれかのトイレが使用できる状況を担保すること。

以上

(別紙)

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

静岡支部契約担当役支部長 炭田 直哉 殿

所 在 地 〒

商号又は名称

代 表 者

印

入札 参 加 申 込 書

入札 No. 21 「本館棟外便所配管等更新工事（静岡職業能力開発促進センター）」に係る入札について、下記について誓約の上、参加を申込みます。

記

- 1 本館棟外便所配管等更新工事（静岡職業能力開発促進センター）に係る入札公告に定める事項及び法令上の規制を全て承知した上で、参加を申込みます。
- 2 入札公告の競争参加資格に定める条件を全て満たしていることから参加を申込みます。
 - (1) 貴機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
 - (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、該当状態が継続している者でないこと。
 - (3) その他、競争参加資格に定める条件を全て満たしていること。（上記(1)、(2)を除く。）
- 3 落札した場合であっても、契約成立後に、競争参加資格等がないことが判明する等の理由で、貴機構が入札を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知します。

(添付書類)

- ・ 厚生労働省の「資格審査結果通知書」の写し 1部
- ・ 入札公告の4（1）のただし書きに該当する場合は、現在事項全部証明書等の写し 1部
※ 参加申込みは、必ず厚生労働省に登録している本店において行うこと。

(担当者連絡先)

所 在 地	〒	電 話 番 号	
		F A X 番号	
部 署 名		担 当 者 氏 名	
電子メールアドレス			

※当該連絡先に当該入札に係る諸連絡（設計図書の交付など）を行う。